


## 1 化学物質等および会社情報

化学物質等の名称	フクゾール C
製品コード	D-148
会社名	山栄化学株式会社
住所	〒365-0001 埼玉県鴻巣市赤城台 362-23
電話番号	048-569-2803
緊急時の電話番号	048-569-2805
FAX番号	048-568-2150
メールアドレス	kitamura-k@san-eikagaku.com osaki-t@san-eikagaku.com
製品用途	塗膜剥離剤

## 2 危険有害性の要約

## GHS分類

物理化学的危険性	火薬類	分類対象外
	可燃性・引火性ガス	分類対象外
	可燃性・引火性エアゾール	分類対象外
	支燃性・酸化性ガス	分類対象外
	高压ガス	分類対象外
	引火性液体	区分外
	可燃性固体	分類対象外
	自己反応性化学品	分類対象外
	自然発火性液体	分類対象外
	自然発火性固体	分類対象外
	自己発熱性化学品	分類対象外
	水反応可燃性化学品	分類対象外
	酸化性液体	分類対象外
	酸化性固体	分類対象外
	有機化酸化物	分類対象外
	金属腐食物質	区分1
健康に対する有害性	急性毒性(経口)	区分4
	急性毒性(経皮)	分類できない
	急性毒性(吸入:ガス)	分類対象外
	急性毒性(吸入:蒸気)	分類できない
	急性毒性(吸入:粉塵)	分類対象外
	急性毒性(吸入:ミスト)	分類対象外
	皮膚刺激性・腐食性	区分1

	眼刺激性・眼に対する重篤な損傷	区分1
	皮膚感作性	分類できない
	呼吸器感作性	分類できない
	生殖細胞変異原性	分類できない
	発がん性	区分2
	生殖毒性	区分1B
	特定標的臓器・全身毒性(単回ばく露)	区分1
	特定標的臓器・全身毒性(反復ばく露)	区分1
	吸引呼吸器有害性	分類できない
環境に対する有害性	水生生物急性有害性	区分2
	水生生物慢性有害性	区分2
ラベル要素		
絵表示またはシンボル		
注意喚起後	危険	
危険有害性情報	金属腐食のおそれ 飲み込むと有害 重篤な皮膚の薬傷 重篤な眼の損傷 発がんのおそれの疑い 生殖能または胎児への悪影響のおそれ 臓器の障害(中枢神経系、呼吸器の障害眠気及びめまいのおそれ) 長期又は反復ばく露による臓器の障害(中枢神経系、肝臓) 水生生物に毒性 長期的影響により水生生物に毒性	
注意書き	<b>【安全対策】</b> すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。 使用前に取扱説明書を入手すること。 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。 個人用保護具や換気装置を使用し、ばく露を避けること。 保護手袋、保護眼鏡、保護面を着用すること。 屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。 ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。 取扱い後はよく手を洗うこと。 環境への放出を避けること。 <b>【救急処置】</b>	

吸入した場合: 空気の新鮮な場所へ移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。直ちに医師の診断、手当てを受けること。

眼に入った場合: 水で数分間、注意深く洗うこと。コンタクトレンズを容易に外せる場合には外して洗うこと。直ちに医師の診断、手当てを受けること。

皮膚に付着した場合: 多量の水と石鹼で洗うこと。汚染された保護衣を再使用する場合には洗濯すること。

ばく露又はその懸念がある場合: 医師の診断、手当てを受けること。

飲み込んだ場合: 気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。口をすすぐこと。

補足注意事項: 眼の刺激が持続する場合は、医師の診断、手当てを受けること。気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。皮膚刺激があれば、医師の診断、手当てを受けること。

**【保管】**

容器を密閉して換気の良いところで施錠して保管すること。

**【廃棄】**

内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

3 組成、成分情報

物質

化学名または一般名	ジクロロメタン メタノール 硝酸
化学式	混合物のため省略
化学特性	混合物のため省略
CAS番号	ジクロロメタン: 75-09-2 メタノール: 67-56-1 硝酸: 7697-37-2
官報公示整理番号	ジクロロメタン: (2)-36 メタノール: (2)-201 硝酸: (1)-394
分類に寄与する不純物 および安定化添加物	情報なし
濃度または濃度範囲	ジクロロメタン: 85% メタノール: 7% 60%硝酸: 4%

パラフィン: 1-5%

アクリル樹脂: 1-5%

界面活性剤: <1%

#### 4 応急処置

吸入した場合	被災者を新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。直ちに医師に連絡すること。
皮膚に付着した場合	皮膚を速やかに洗浄すること。多量の水と石鹼で洗うこと。医師に連絡すること。汚染された衣類を脱ぎ、再使用する前に洗濯すること。
眼に入った場合	水で数分間、注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。直ちに医師に連絡すること。
飲み込んだ場合	口をすすぐこと。直ちに医師に連絡すること。
予想される急性症状	目、皮膚に対する接触で発赤、痛み、薬傷。
および遅発性症状	吸入により、めまい、し眠、頭痛、吐き気、脱力感、意識喪失。
最も重要な兆候および症状	情報なし
応急措置を行う者の保護	火気に注意する。現場では保護マスク等を着用し、ガスを吸入しないようにする。

#### 5 火災時の措置

消火剤	小火災: 二酸化炭素、粉末消火剤、散水、耐アルコール性泡消火剤 大火災: 散水、噴霧水、耐アルコール性泡消火剤
使ってはならない消火剤	棒状注水
特有の危険有害性	火災時有害なガスが発生する可能性がある。
特有の消火方法	情報なし
消火を行う者の保護	周辺空気と無関係の重装備の呼吸防御器具を着用する。

#### 6 漏出時の措置

人体に対する注意事項、 保護具および緊急時措置	作業者は保護具を着用する。 関係者以外の立ち入りを禁止し、無防備な人を遠ざける。
環境に対する注意事項	河川、用水、湖沼などへの流出を防止する。
回収、中和	付近の着火源を速やかに取り除く。 下水、側溝などに入り込まないように注意し、大量の場合は盛り土で囲み流出を防止し、安全な場所に導いてから回収する。
封じ込めおよび浄化の方法、 機材	乾燥砂、土、おがくず、ウエスなどに吸着させ、密閉できる容器に回収する。
二次災害の防止策	汚染された回収物は特別管理産業廃棄物として認定業者に処理を依頼する。

## 7 取り扱いおよび保管上の注意

## 取り扱い

## 技術的対策

『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。

局所排気・全体換気  
安全取り扱い注意事項

発生源の密閉化または局所排気装置を設置する。

吸入を防ぎ、目、粘膜、皮膚との接触を避ける。

漏れ、あふれ、飛散を防ぎ、蒸気を発散させない。

火気、火花、アークを発生するものまたは、高温点火源の付近で使用しない。

取り扱い場所の近くに、安全シャワー、手洗い、洗顔設備を設け、その位置を明瞭にしておく。

## 接触回避

『10. 安定性及び反応性』を参照。

## 保管

## 技術的対策

容器は密閉し、破損、腐食、割れ等のないものを使用する。

保管場所には危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設ける。

## 保管条件

容器は直射日光を避け、通風の良い冷暗所に保管する。

## 混触危険物質

強酸化剤、強塩基と同一の場所に保管しない。

## 容器包装材料

高密度ポリエチレン製またはポリプロピレン製の容器を使用する。

## 8 ばく露防止および保護措置

## 管理濃度

50ppm(ジクロロメタン)

## 許容濃度(ばく露限界値、

## 生物学的ばく露指標)

日本産衛学会(2006年版) 50ppm(ジクロロメタン)

ACGIH(2006年版) 50ppm(ジクロロメタン)

## 設備対策

指定された防爆の電気・換気・照明機器を使用すること。

静電気放電に対する予防措置を講ずること。

この物質を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置すること。

空気中の濃度をばく露限度以下に保つために排気用の換気を行なうこと。

高熱取扱いで、工程でミストが発生するときは、空気汚染物質を管理濃度以下に保つために換気装置を設置する。

## 保護具

## 呼吸器の保護具

呼吸用保護具

## 手の保護具

不浸透性ゴム手袋、ポリエチレン手袋

眼の保護具	ゴーグル型めがね、保護面
皮膚および身体の保護具	耐溶剤性で保護性のある作業着
衛生対策	この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。 取扱い後はよく手を洗うこと。
9 物理的および化学的性質	
物理的状態、形状、色など	無色～微黄色白濁液体
臭い	刺激臭
pH	≤1
融点・凝固点	データなし
沸点、初留点および沸騰範囲	40°C ≤
引火点	データなし
爆発範囲	14-25 Vol%
蒸気圧	47 kPa(20°C)
蒸気密度(空気=1)	データなし
比重(密度)	1.2-1.4 g/cm <sup>3</sup>
溶解度	データなし
オクタノール/水分配係数	データなし
自然発火温度	データなし
分解温度	データなし
臭いの閾値	データなし
蒸発速度(酢酸ブチル=1)	データなし
燃焼性(固体、ガス)	データなし
粘度	10-80 mPa·s
10 安定性および反応性	
安定性	通常環境では安定。
危険有害反応可能性	強酸化剤、強塩基、アルミニウム粉末、マグネシウム粉末、ナトリウム、カルシウムなどの金属等と激しく反応し、火災や爆発を引き起こすおそれがある。
避けるべき条件	火気、火花、アークを発生するものまたは、高温点火源。
混触危険物質	金属粉末、軽金属、アルカリ性物質、強酸化剤。
危険有害な分解生成物	塩化水素、一酸化炭素、ホスゲン等の有害ガス。
11 有害性情報	
急性毒性 経口	つなぎの原則による急性毒性推定値から、区分4とした。
経皮	データがなく分類できない。
吸入(蒸気)	データがなく分類できない。
皮膚刺激性・腐食性	カットオフ値/限界値から区分1とした。

眼刺激性・ 眼に対する重篤な損傷	カットオフ値／限界値から区分1とした。
皮膚感作性	データがなく分類できない。
呼吸器感作性	データがなく分類できない。
生殖細胞変異原性	データがなく分類できない。
発がん性	カットオフ値／限界値から区分2とした。
生殖毒性	カットオフ値／限界値から区分1Bとした。
特定標的臓器・全身毒性 (単回ばく露)	カットオフ値／限界値から区分1とした。
特定標的臓器・全身毒性 (反復ばく露)	カットオフ値／限界値から区分1とした。
吸引呼吸器有害性	データがなく分類できない。
12 環境影響情報	
生態毒性	急性有害性:つなぎの原則による急性毒性推定値から区分2とした。 慢性有害性:つなぎの原則による急性毒性推定値から区分2とした。 毒性計算値: 96hLC50 4-10 mg/L
魚	
甲殻類	データなし
藻類	データなし
残留性・分解性	急速分解性がない(BODによる分解度:13%)
生態蓄積性	生物蓄積性が低いものの(BCF=40)
土壤中の移動性	情報なし
他の有害影響	情報なし
環境基準	情報なし
13 廃棄上の注意	
残余廃棄物	廃棄においては、関連法規ならびに地方自治体の基準に従うこと。 都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。 廃棄物の処理を依頼する場合、処理業者等に危険性、有害性を十分告知の上、処理を委託する。
汚染容器および包装	容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。 空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。
14 輸送上の注意	
国連規則	
海上規制情報	IMOの規定に従う。

製品安全データシート

フクゾール C

作成日:2007年02月28日

改定日:2011年04月18日

UN No.	1593
Proper Shipping Name	DICHLOROMETHANE
Class	6.1
Packing Group	Ⅲ
Marine Pollutant	適用されない
航空規制情報	ICAO/IATAの規定に従う。
UN No.	1593
Proper Shipping Name	Dichloromethane
Class	6.1
Packing Group	Ⅲ
国内規制	
陸上規制情報	非該当
海上規制情報	船舶安全法の規定に従う。
国連番号	1593
品名	ジクロロメタン
クラス	6.1
容器等級	Ⅲ
航空規制情報	ICAO/IATAの規定に従う。
国連番号	1593
品名	ジクロロメタン
クラス	6.1
容器等級	Ⅲ
特別の安全対策	<p>輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れのないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。</p> <p>食品や飼料と一緒に輸送してはならない。</p> <p>重量物を上積みしない。</p> <p>他の危険物や燃えやすい危険物に上積みしない。</p> <p>他の危険物のそばに積載しない。</p> <p>移送時にイエローカードの保持が好ましい。</p>

15 適用法令

労働基準法

第62条(危険有害業務の就業制限:ジクロロメタン)  
 年少者労働基準規則(有害性が低度な有害物:ジクロロメタン)  
 疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号:ジクロロメタン)  
 労働大臣が指定する化合物並びに疾病に指定(ジクロロメタン:中枢神経性急性刺激性状、中枢神経系抑制、前眼部障害または気道



	障害)
労働安全衛生法	第57条:名称等を表示すべき有害物(施行令第18条:ジクロロメタン) 第57条の2:名称等を通知すべき有害物(法第57条の2、施行令第18条の2別表第9:ジクロロメタン) 公示:健康障害防止指針公表物質(ジクロロメタン)
化学物質排出把握管理促進法 (PRTR法)	第1種指定化学物質(ジクロロメタン)
廃棄物処理法	特別管理産業廃棄物(第2条第5項:ジクロロメタン)
化審法	第2種監視化学物質(第2条第5項:ジクロロメタン)
有機則	第2種有機溶剤(ジクロロメタン、メタノール)
毒物および劇物取締法	非該当
消防法	非危険物
港則法	毒物類(港則法施行規則第12条:ジクロロメタン)
船舶安全法	毒物類(危規則第2、3条危険物告示別表第1:ジクロロメタン)
航空法	毒物(施行規則第194条危険物告示別表第1:ジクロロメタン)
海洋汚染防止法	第1条の2別表第1 D類物質(ジクロロメタン)
水質汚濁防止法	有害物質(施行令第2条、排水基準を定める省令第1条:ジクロロメタン)
大気汚染防止法	特定物質(施行令第10条:メタノール) 揮発性有機化合物(ジクロロメタン)
土壌汚染対策法	特定有害物質(法第2条第1項、施行令第1条:ジクロロメタン)
16 その他情報	
参考文献	CERI ハザードデータ集、産衛学会勧告、環境省リスク評価第3巻、混触危険ハンドブック、厚生省報告、既存化学物質安全性点検データ、CERI・NITE 有害性評価書、危険物DB、WEB上DB等。
災害事例	(1) エナメル被服を剥離するため、塗膜剥離剤(ジクロロメタン)にエナメル線を浸す作業を綿製の手袋を使用しただけで長時間にわたりおこなっていたところ両手、両腕に皮膚炎などを生じた。 (2) 洗浄機の洗浄液を交換する作業中、酸化したジクロロメタンにより中毒した。 (3) 洗浄作業場の局所排気から排出されたジクロロメタンの蒸気を吸入して被災した。 (4) 部品洗浄装置のペーパー槽内のフロート調整のため、槽内に入り、ジクロロメタンの蒸気を吸入して被災した。 (5) 原料の混合槽の内部をジクロロメタンを用いて洗浄、払拭してい

て、この蒸気を吸入し、被災した。

(6) 産業廃棄物専用ピット内で、ジクロルメタン含有汚水汚泥をバキュームカーにより吸引回収作業中、蒸気を吸入して倒れ、汚泥により窒息死した。また、救出にあたった作業者もこの蒸気を吸入し、被災した。

(7) ジクロルメタンの蒸留再生設備で、沸騰し、漏えいしたこの蒸気を吸入し、被災した。